

13農振第2513号  
平成14年2月14日

地方農政局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
水資源開発公団総裁  
緑資源公団理事長

} 殿

農村振興局長  
生産局長

### 田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について

平成14年2月14日付けをもって環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）が定められたが、第6の田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については別紙「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」によることとしたので、御了知の上、その適切な実施にご配慮をお願いする。

## 田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領

### 第1 定義

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第6の田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に定められるべき事項等については、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 マスタープランの対象地域

マスタープランの対象とする地域は、要綱第5に定める事業（以下「環境配慮対象事業」という。）の実施地区又は実施を予定する地区をその区域に含む市町村において、以下に該当する地域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域
- (2) 農業振興地域以外の地域であって、生態系の連続性や農道・水路等の施設の一体性・連続性を考慮して市町村がマスタープランの対象として取り込むべきと定めた地域

### 第3 マスタープランの作成

- 1 市町村がマスタープランを作成するときは、次の点に留意するものとする。
  - (1) マスタープランの作成に当たっては、別紙「田園環境整備マスタープラン作成調査項目」の内容により対象地域における自然環境及び社会環境に係る現況の調査を行い、その調査結果に基づくものとする。
  - (2) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - ア 地域内の環境評価に関する事項
    - イ 環境保全の基本方針に関する事項
    - ウ 地域の整備計画に関する事項
    - エ その他市町村長が必要と認める事項
  - (3) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を満たすものとする。
    - ア 都道府県、市町村において既に作成されている環境に関する計画等、都道府県、市町村の施策との調和に十分配慮されたものであること。
    - イ 対象地域が「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）のいずれかに区分されたものであること。
  - (4) マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させるよう努めるものとする。
  - (5) 既に、農村環境計画策定要綱（平成6年6月23日付け構改C第398号構造改善局長通知）に基づき農村環境計画が作成されているときは、当該計画をマスタープランとみなすものとする。
  - (6) このほか、市町村において(2)アからウに該当する事項を定める計画等が既に定

められているときは、これをマスタープランとして活用することができるものとする。

- 2 環境配慮対象事業の事業計画作成に当たって必要なマスタープランが作成されていないときは、事業主体は関係市町村に対してマスタープランの作成を要請するものとする。

#### **第4 マスタープランの見直し**

マスタープラン作成後、対象地域の自然的社会的環境の変化等により必要があるときは、マスタープランを見直すものとする。

#### **第5 その他**

補助事業の事業主体は、各環境配慮対象事業の実施要綱等が定める事業採択申請書の提出方法により、当該事業の実施地区に係るマスタープランを事業採択申請書と併せて提出するものとする。

別 紙

田園環境整備マスタープラン作成調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
<p>1 自然環境調査</p> <p>(1) 気象</p> <p>(2) 地形・地質</p> <p>(3) 水環境</p> <p>(4) 植物</p> <p>(5) 動物</p> <p>(6) 景観</p>	<p>①気温、②降水量、③積雪等</p> <p>①地形：地勢図や地形図による</p> <p>②地質：地質図等による</p> <p>①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態</p> <p>①植物群落の種類と分布：現存植生図等による</p> <p>②貴重な植物及び植物群落の分布状況</p> <p>①野生動物・希少動物の生息状況</p> <p>①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真</p>
<p>2 社会環境調査</p> <p>(1) 地域指定</p> <p>(2) 地域指標</p> <p>(3) 観光レクリエーション</p> <p>(4) 土地利用</p> <p>(5) 関連計画</p> <p>(6) 歴史・文化</p>	<p>①国際的な措置(ラムサール条約等)</p> <p>②国立公園等国の指定地域</p> <p>③県立公園等都道府県の指定地域</p> <p>①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造</p> <p>④農業の現状及び動向等</p> <p>①主要な観光レクリエーション資源・施設の位置及び機能</p> <p>①土地利用の現況：土地利用図等による</p> <p>①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況</p> <p>①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要</p>